

## 平成 26 年度平塚市子ども・子育て会議（第 6 回） 会議概要

日時：平成 27 年 3 月 13 日（金）15:30～16:26

場所：平塚市教育会館 2 階 中会議室

### 1 議事

#### (1)部会開催状況等について

事務局が資料 1「平成 26 年度子ども・子育て会議部会開催状況等」に基づき、説明。本で行われた子育て支援事業推進部会について、委員 11 名中 10 名の出席で開催され、「平成 26 年度次世代育成支援行動計画進捗状況について」審議がされた旨、報告をした。なお、平成 26 年度次世代育成支援行動計画進捗状況管理表のパブリックコメントを、来月 4 月 22 日から 5 月 21 日まで行う予定と報告。

また、今年度、未開催だった公立園の在り方検討部会に関連し、市内の公立園の在り方検討の状況について、7 月に担当者クラスのワーキング部会を開催した旨報告。次に、参考 1「新制度に移行予定の幼稚園」を説明資料として、「市内の私立幼稚園の中で施設型給付の幼稚園や認定こども園に移行する予定の園は余り多くなく、さらに耐震補強、施設の維持という観点からの公立園の民営化も考えられるなど、新制度を見据えて各園の意向がはっきりしない状況で、単純に園数を減らす議論は難しいことから、7 月以降は会議を行っていない。来年度以降、状況を見ながら開催していきたい。」と説明した。

【質疑応答】なし

#### (2)平塚市子ども・子育て支援事業計画について

##### ア パブリックコメントの実施結果について

事務局が資料 2-1「平塚市子ども・子育て支援事業計画（素案）についての意見募集（パブリックコメント）の実施結果について」、2-2「平成 26 年度平塚市子ども子育て支援事業計画(素案)に対する意見一覧表（パブリックコメント）」に基づき説明。

まず資料 2-1 では、意見募集期間（平成 26 年 11 月 21 日～12 月 22 日）、閲覧箇所や意見提出件数等を報告し、計画素案に反映した意見としては 2 件であり、反映後の計画素案を 1 月に神奈川県へ法定協議資料として提出した旨を説明。

次に資料 2-2 では、実際に計画素案に反映して修正した内容について説明した。（資料 2-2 の 1 ページ、5 ページ参照。ただし、5 ページの修正に関しては、一部が県との法定協議の協議事項となったため、さらに修正を行った旨説明。修正内容については次の議題イ「法定協議について」で説明）

【質疑応答】なし

## イ 法定協議について

事務局が、現状はまだ案の段階である資料3「平塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき説明した。

まず、現在の県との法定協議の状況について、協議自体はまだ続けているが、県から、「計画の内容に関しては、今後、修正を求める部分はないが、正式の通知は後日になる」との連絡があり、法定協議終了後、庁内の庁議を経た上で印刷となる旨報告した。

以下、法定協議による変更箇所、他計画との関連等で事業内容を加えた部分、また資料として新たに加えた部分などについて説明。内容は以下のとおり。

- ・表紙を写真からイラストに変更。
- ・表紙の次ページに市長のあいさつ文、その次のページに計画概要のイメージ図がわった。
- ・目次の1ページ目の最下段に「各種相談事業の連携」が加わった。本文の方は86ページと87ページ。
- ・目次の2ページに、資料編のページが加わった。
- ・本文の1ページ以降の挿絵について、すべて写真からイラストに変更。
- ・次に12ページ下段の「合計特殊出生率の推移」についてのグラフを変更。県との法定協議により修正。
- ・46～47ページの施策の体系の中で、46ページの最下段にある2 たのしく！子育てをの(7) 経済的支援の充実の5、要保護及び準要保護児童生徒援助事業の名称が児童生徒就学援助事業と変更(事業内容は変更なし)。47ページの4 ほっと！安心のまちをの(1) 道路交通安全の向上の中で3 通学路合同点検事業が追加。(他計画の奏プランの改訂に伴うもの。64ページと69ページも修正)
- ・57ページの2(1)6 病後児保育の「事業の概要」の文章を変更。県との法定協議により修正。
- ・57ページ、放課後子ども総合プランの推進について、事業の追加。国から詳細が示されたのがパブコメ期間中だったため、パブコメ終了後に追加。また、県との法定協議でも記載方法について指示があったため、「今後の取組み」の部分を修正。
- ・93ページの「地域子ども・子育て支援事業の項目」の中の病児・病後児保育事業の対象家庭について、パブコメ意見をもとに検討し、「すべての家庭」と修正し法定協議資料として送付したが、法定協議で協議事項となったため、「病気や病気回復期の児童がいて保護者の事情により保育が必要な家庭」と修正。さらに、他の事業の対象家庭についても全体的に検討し、修正を行った。

- ・ 96 ページ「今後の方向性」についても、県との法定協議により文章を追加。
- ・ 98 ページの下段に、0～2 歳の子どもの数の全体に占める、保育が必要とされる子どもの利用定員数の割合を示す保育利用率を加えた。（県との法定協議による）
- ・ さらに、修正ではないが説明すべき内容として、96～98 ページの各年度の教育・保育に関するニーズ量と提供量をあらかず数値については、1 月時点の各園の意向を反映した数値で県に法定協議資料として提出したが、それ以降に利用定員変更の意向を示してきた園が若干あり、法定協議資料提出以降の数値の変更は計画に反映させないという県の方針があるため、利用定員の平成 27 年度の数値については、若干変更になっている部分がある旨報告した。
- ・ 115 ページ以降が資料編として加わった。

法定協議等による変更内容について説明した後、事務局からは、計画との関連で今後の進捗管理について説明した。その内容として、「現在、1 年に 1 回行っている次世代育成支援行動計画(後期計画)のパブリックコメントについて、市の計画で総合計画以外には 1 年に 1 度のパブコメを行っていないのが現状であるため、子ども・子育て支援事業計画では見直し時期である平成 29 年度にパブリックコメントを行うこととした。ただし、子ども・子育て会議の子育て支援事業推進部会では、計画の進捗状況について年 1 回御審議いただくことになるので、引き続き御協力をお願いしたい。」と説明した。

**【質疑応答は次のとおり】**

委員：この件は、提出したから県から意見が来て、それに基づいて修正したということか。

事務局：そうです。

委員：ある意味で言うと、ほぼ、この形で行くと考えてよろしいのか。

事務局：そうです。

委員：126 ページの用語集のところであるが、民生委員児童委員というのが書いてあって、この中に主任児童委員も含めて記載があるといいのではないかと思う。

事務局：資料部分については法定協議と絡む内容ではないので、修正は可能かと思う。御意見はいただいて検討させていただきたい。

**(3) 子ども・子育て支援新制度に移行する施設の利用定員について**

事務局が資料 4「子ども・子育て支援新制度に移行する施設の利用定員について」に基づき説明した。

資料説明の前提となる説明として、「今までは認可定員イコール利用定員という形で設置するとお話ししていた。利用定員というのは新しく制度が始まると必ず定めなければいけないことになっており、利用定員に応じて運営費等が支払われる。

利用定員を認可定員と変えた理由として、神奈川県との協議の中でも、現在の実際の利用状況に応じて利用定員を変えなさいという話もあったので、過去 3 年間の利用状況の平均から、実際の利用人数に応じて人数を変更した。この 5 園（資料 4 の 1 新制度に移行する幼稚園）の実情の利用状況が、利用定員にほぼ近い。利用定員は、認可定員を上限として変更することができるので、利用人数が増えた場合については、利用定員を変更するが、その際には子ども・子育て会議でお話をさせていただきたい。」と説明。※資料 4 の中で 3 保育所については、認可定員が増えたので利用定員も増やしているもの。

**【質疑応答は次のとおり】**

委員：利用定員については、該当する各幼稚園等とは調整ができているのか。  
事務局：幼稚園、県とも調整して、それぞれの了解をとってこの人数にしている。

**(4)平塚市子ども・子育て会議運営要綱の改正について**

事務局が資料 6-1「平塚市子ども・子育て会議運営要綱(案)」、資料 6-2「平塚市子ども・子育て会議運営要綱の一部改正に伴う新旧対照表」に基づき説明した。

説明の概要としては、「子ども・子育て会議委員の任期が今年度で終了するが、来年度の推薦を依頼する各機関には、これから推薦依頼の通知を行う予定である。要綱の改正を予定している部分としては、資料 5-2 の新旧対照表の下線を引いてあるところである。この資料は、現在庁内の関係各課で決裁中のものである。

別表第 1（第 2 条関係）と別表第 2（第 4 条関係）の「平塚市学童保育連絡協議会の代表者」を、「平塚市内の放課後児童クラブの運営者」と改正し、平成 27 年 4 月 1 日を施行日としたい。新旧対照表の内容を反映したものが、資料 5-1「平塚市子ども・子育て会議運営要綱(案)」である。

改正の理由として、現在、平塚市の放課後児童クラブは 37 団体であるのに対し、子ども・子育て会議委員の推薦依頼先である平塚市学童保育連絡協議会は 7 団体で構成されている。したがって、より広い視点からの意見を求める趣旨により改正を行いたい。」と説明した。

**【質疑応答は次のとおり】**

委員：改正後の 37 団体については、名前がついた連絡協議会というものはないのか。

事務局：ないというふうに向っている。

委員：そうすると、運営者を選ぶ際に手続き的にはどうなるか。

事務局：手続き的には所管している青少年課との協議になるかと思っている。

委員：では、これらの団体と連絡がある部署との関係で選ばれるということか。

事務局：はい。

#### (5)その他（全体としての質疑・意見等）

##### 【質疑応答は次のとおり】

委員：現在の待機児童の状況などが出ていると思うが、教えてほしい。

事務局：3月1日時点で295名である。

委員：新制度ができて、充足しているのか、まだまだ不十分なのかということを知りたい。

事務局：今お話ししたのは、新制度が始まる前の3月1日の状況である。4月1日の状況がまだ出ていないので、私どもとしてはそこを0にしたいのが悲願である。

委員：正式には4月1日にならないと出てこないということか。

事務局：そうです。

最後に、事務局から子ども・子育て会議委員に対し、国からの情報が非常に遅かった中で、至らなかった点についてのお詫びとともに、この2年間のお礼を伝え、終了した。

出席者：落合委員、黒田委員、酒井委員、中村委員、三石委員、鷺尾委員、吉野委員、山口委員、長谷川委員、島崎委員、白勢委員、野坂委員、山岸委員、田中委員、石川委員、太田委員、山柘委員、重徳委員

欠席者：市川委員

傍聴者：なし

事務局：健康・こども部長、青少年課長、教育総務課長、保育課6名、健康課1名、青少年課1名、教育総務課3名、(株)名豊1名

以上